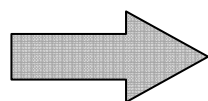


総合科の新設について(案)

狭い専門領域の専門ではなく、内科、小児科等の幅広い領域について総合的かつ高度な診断能力を有する診療科を「総合科」として医療法上診療科名に位置付け、国の個別審査によって標榜医資格を付与する。

【現状の問題】

- 患者がどの診療科を受診すればよいかわからないことが多い。
- 病院においても細分化した専門医の多くが、複数の合併症を持つ患者を一人で診察出来ない場合がある。
- 医療機関間や医療関係者間の連携が不十分で、地域の医療資源が効率的に活用されていない。



このような問題等を解決するため、一定以上の能力を備えた総合医の養成を進める必要がある。

【求められる能力】

- 内科、小児科を中心とし、診療科全般に渡って高い診療能力を有している
- 患者の疾患の状態に合わせた医療の選定など、基本的な予防から治療、そしてリハビリテーションにいたる過程において、継続的に地域の医療資源を活用できる能力を有している

総合診療に関する既存の研修プログラムがカバーする領域の例①

- 日本家庭医療学会（後期研修プログラム（バージョン1.0、検討中）より抜粋）

①研修に含まれるべき項目

診療所研修、内科（非臓器別）、小児科

②研修に含まれていることが望ましい領域

一般外科、産婦人科、精神科、（心療内科）、救急医学、整形外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻科、放射線科、臨床検査・生理検査

- 日本プライマリ・ケア学会 専門医の要件（専門医・認定医要綱より抜粋）

（研修施設での研修コースの例）

①中規模以上の病院または病院群での研修（2年以上）

（必修）

内科、外科、小児科、救急部

（選択（3科以上選択））

産婦人科、精神科（心療内科）、泌尿器科、耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科、リハビリ部門、放射線科、中央検査部、麻酔科、集中治療部門

②地域包括医療を実践している保険・医療・福祉施設群（1年以上）

- 外来診療機能を持つ施設（診療所、地域小病院、など）
- 在宅ケア機能を持つ施設（訪問看護ステーション、在宅介護支援センターなど）
- 入所型の介護機能を持つ施設（老人保健施設、特別養護老人ホームなど）

総合診療に関する既存の研修プログラムがカバーする領域の例②

- 日本総合診療医学会(検討中、ニュースレター15号より抜粋)

- ①研修必須項目

病院内の総合内科(総合診療部、非専門内科等)、病院内の専門内科、診療所研修(継続あるいは週1回2年間)、救急研修、小児科
*指導的経験(上記研修中に計2年間、指導的経験を積む)

- ②研修選択項目

精神科(心療内科)、整形外科、外科(一般外科)、産婦人科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻科、放射線科、臨床検査・生理検査

(注):「家庭医コース」と「病院総合医コース」の2つの研修プログラムを提供することとしているが、現在、「病院総合医コース」について検討中